

議案第 7 0 号

岩倉市子ども発達支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

岩倉市子ども発達支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市子ども発達支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市子ども発達支援施設の設置及び管理に関する条例（平成８年岩倉市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第４条」を「第４条第２項」に改める。

別表あゆみの家の項中「岩倉市東町仙奈１５８番地」を「岩倉市井上町畑田１８６番地１」に改める。

附 則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。